

交通費・宿泊費に関する内規

第1条 本連盟役員が出張したときは当該者に対し旅費を支給する。

第2条 旅費の種類は鉄道料金、船賃、バス料金、宿泊費とする。

2. 航空料金、鉄道料金、船賃、航空料金、バス料金は路程に応じ運賃、特急自由席料金を支給する。

3. 宿泊費は実際に要した料金を支給する。

第3条 本内規にかかわらず、他団体より支給がある者、本連盟役員としてではなしに参加する者については、本連盟は旅費を支給しない。

第4条 旅費の支給等については本内規に定める他、会計が会長の承認を得て実情に応じて調整することができる。